

# 学校いじめ防止基本方針

千早赤阪村立千早小吹台小学校

## 1. いじめ防止のための基本方針

- (1) 豊かな人間性を持ち、自他の違いがわかり、他人の言動をきちんと認めることができる児童を育成し、いじめや差別を許さない実践力や自他の人権を尊重する態度を育て、人権意識の向上に努める。
- (2) いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応するものであることを認識する。
- (3) いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加害・被害という二者関係だけではなく、傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成することに取り組む。
- (4) いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるよう指導を行うものとする。
- (5) 「いじめは絶対にいけない」ということだけではなく、「一人ひとりの人権尊重や仲間づくり、集団づくり、居場所づくりからいじめをなくす」という観点を持って指導する。
- (6) いじめをなくすことは「個別アプローチ」だけによる解決はなく、教師も含めた集団内の構造を変えることが大切であると認識する。

## 2 いじめの定義

(1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

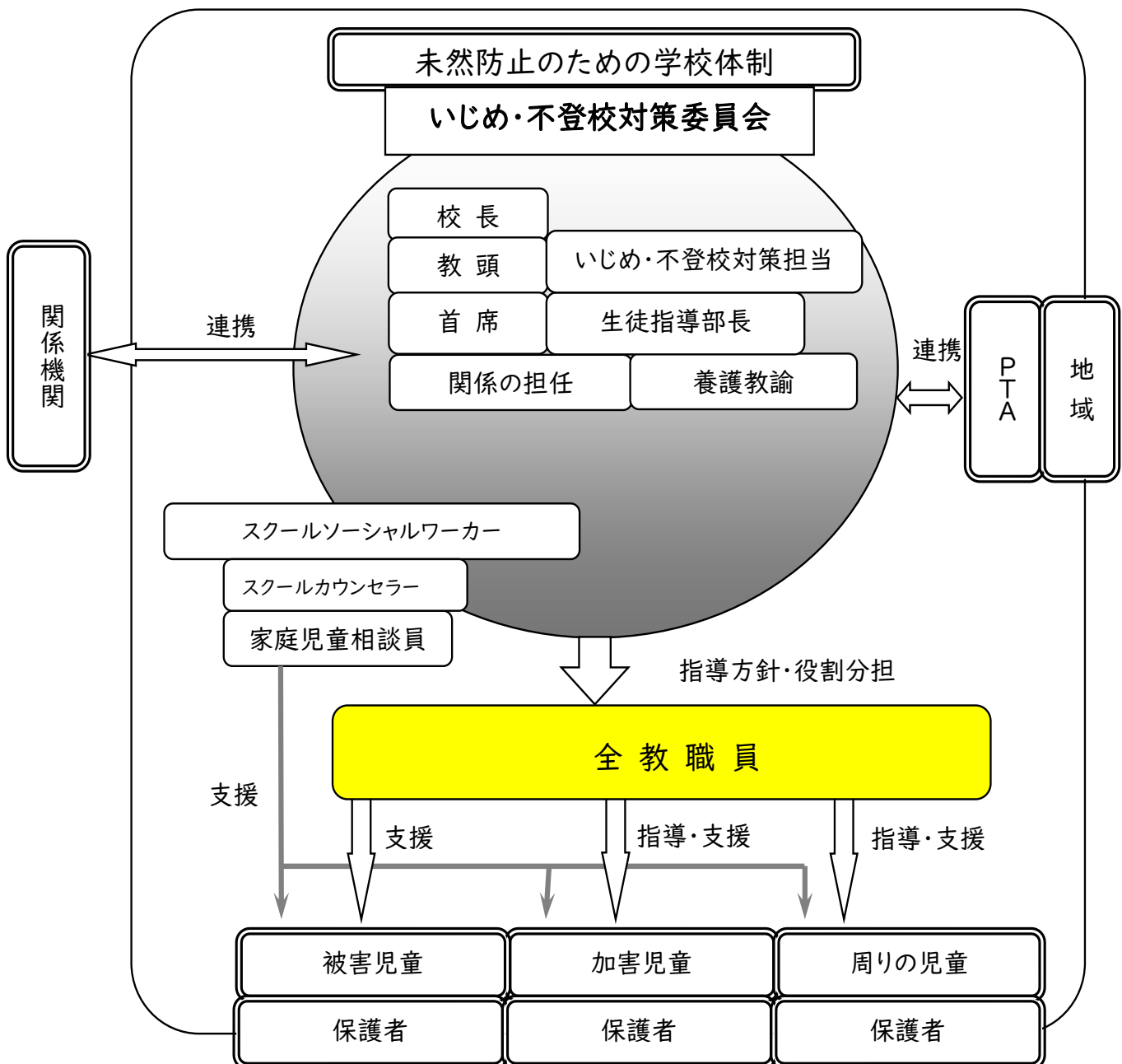
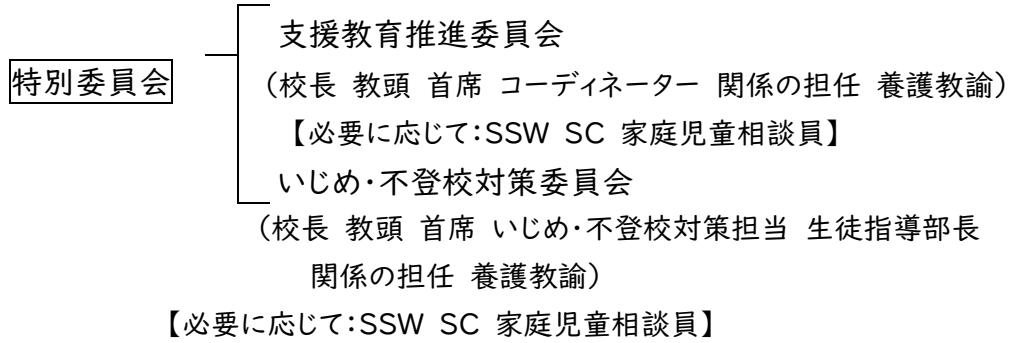
① 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3. いじめ防止等の対策のための組織について（※重大事案発生時の調査機関を兼ねる。）

(1) 組織名【 いじめ・不登校対策委員会 】

(2) 組織図・構成メンバー



### (3) 活動内容

- ①学校、学年行事等を立案する組織と連携し、計画的にいじめ防止のための取り組みを行う。
- ②個別事案において、事実関係の把握・情報収集・確認・報告・対応策の検討を行い、迅速かつ適切に対応する。
- ③いじめにおける相談・通報窓口となる。
- ④いじめ防止における措置の実効的組織の中心とする。
- ⑤必要に応じて、府SCや府SSW等の専門家の会議へ参加したり本校会議に招聘したりする。
- ⑥校内における情報共有を図る。
- ⑦年間計画に基づき、検討会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめ対処がケースの検証、基本方針の点検・検証（PDCA サイクル）等を行い、基本方針や計画の見直しを行う。
- ⑧文科省年度末問題行動調査（いじめ・暴力行為・不登校等調査）や府学期末問題行動調査や学校評価アンケート等による点検・検証を行う。

## 4. いじめ防止について

### (1) 未然防止の取り組み

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

- ①教育活動全体を通じた道徳教育の推進
- ②人権尊重の観点に立った未然防止、早期発見
- ③児童のストレスへの対処（教育相談・SSW・SCの活用）
- ④自己有用感や充実感の醸成（ボランティアや異学年交流などの行事）
- ⑤クラスづくり、集団作りの取り組み
- ⑥長期休業あけの子供たちへの確認等の全学級での確実な実施

### (2) 学校以外の機関との連携協力

- ①富田林警察署・東阪駐在所との連携
- ②富田林少年サポートセンターとの連携
- ③村人権擁護委員による人権教室の実施
- ④犯罪被害、非行防止教室の実施
- ⑤スクールカウンセラーやSSWによる児童や保護者との相談の実施
- ⑥ネットや携帯、携帯ゲーム機によるいじめについての講習会等の実施

## 5. いじめの早期発見について

### (1) 具体的対策の年間計画

- ① 毎月に「心と体とくらしのアンケート」を実施し、児童の少しの変化にも対応できる機会にする。  
(必須)
- ② 日々の授業や休み時間の児童の様子から、小さなサインを見逃さないようアンテナを高くして意識しておく。
- ③ いじめに関する情報は「教頭」がキーパーソンとなって、細かな情報も集約するように努め、その内容について生徒指導部長を中心に教職員間で情報共有し、すべての教職員が同じスタンスで対応できるようにする。
- ④ 日頃から児童が相談しやすい人間関係の構築や雰囲気作りに努め、必要に応じて、個人面談、カウンセリングなどを行う。
- ⑤ いじめ相談窓口(教育センターなどの外部機関も含め)の周知を行う。

## 6. いじめ認知後の対応について

### (1) 基本的な対応について

校内緊急体制をしき、大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」I (P11~32)の手順による状況把握と迅速な対応を行う。

(迅速な対応 共通認識と情報等の共有化 学校全体としての取り組みにする)

#### ① 管理職の対応

##### ○ 初期対応

(発覚経路確認・被害状況把握・集団全体の状況把握 教職員の役割分担)

- 校内緊急体制の全体把握
- 教育委員会への報告
- 関係諸機関との連携・支援要請
- 保護者への対応
- 報道機関への対応

#### ② 個別対応についての方針

##### ○ いじめを受けている子への聴き取り・ケア

(安全確保・被害児童、保護者心のケア)

##### ○ いじめに関わっている子への聴き取り

(加害児童への指導及びその背景を探り、保護者と協力して改善策を検討)

#### ③ 集団指導についての方針

##### ○ 「観衆」「傍観者」になっている子への対応

#### ④ 保護者への対応

## (2) 重大事態への対応について

(国立教育政策研究所リーフ「いじめのない学校づくり」による。)

### 学校用

## 重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）  
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)  
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)  
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校の設置者が調査主体となる場合

#### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

重大事態発生時においても基本的な対応同様、大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」Ⅰ（P11～32）の手順による状況把握と迅速な対応を行う。

①個別対応についての方針

○いじめを受けている子への聴き取り・ケア  
（安全確保・被害児童生徒、保護者心のケア） 14・15 ページ

○いじめに関わっている子への聴き取り  
（加害生徒への指導及びその背景を探り、保護者と協力して改善策を検討） 16・17 ページ

②集団指導についての方針 18・19 ページ

○「観衆」「傍観者」になっている子への対応

③保護者への対応 22～25 ページ

④調査機関の対応について

○設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(3) 関係機関との連携

29 ページ

①犯罪行為にあたる場合、警察に相談し対応する

②府SC(スクールカウンセラー)の活用

③府SSW(スクールソーシャルワーカー)の活用

7. 教職員の資質向上のための研修計画

(1) いじめ防止のための年研修計画を作成し、実施する。

①「いじめ対応プログラムⅠ、Ⅱ」等を活用した研修

②SC、SSWを活用した研修

③外部講師を活用した研修 等

(2) 人権研修・道徳研修の推進

①人権感覚を高めるための研修

8. 効果検証

(1) 学校診断アンケート、保護者アンケートによる学校の取り組みについての分析と検証を行う。

(2) 年間計画に基づき、検討会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめ対処がケースの検証、基本方針の点検・検証（PDCA サイクル）等を行い、基本方針や計画の見直しを行う。

(3) 文科省年度末問題行動調査（いじめ・暴力行為・不登校等調査）や府学期末問題行動調査や学校評価アンケート等による点検・検証を行う。

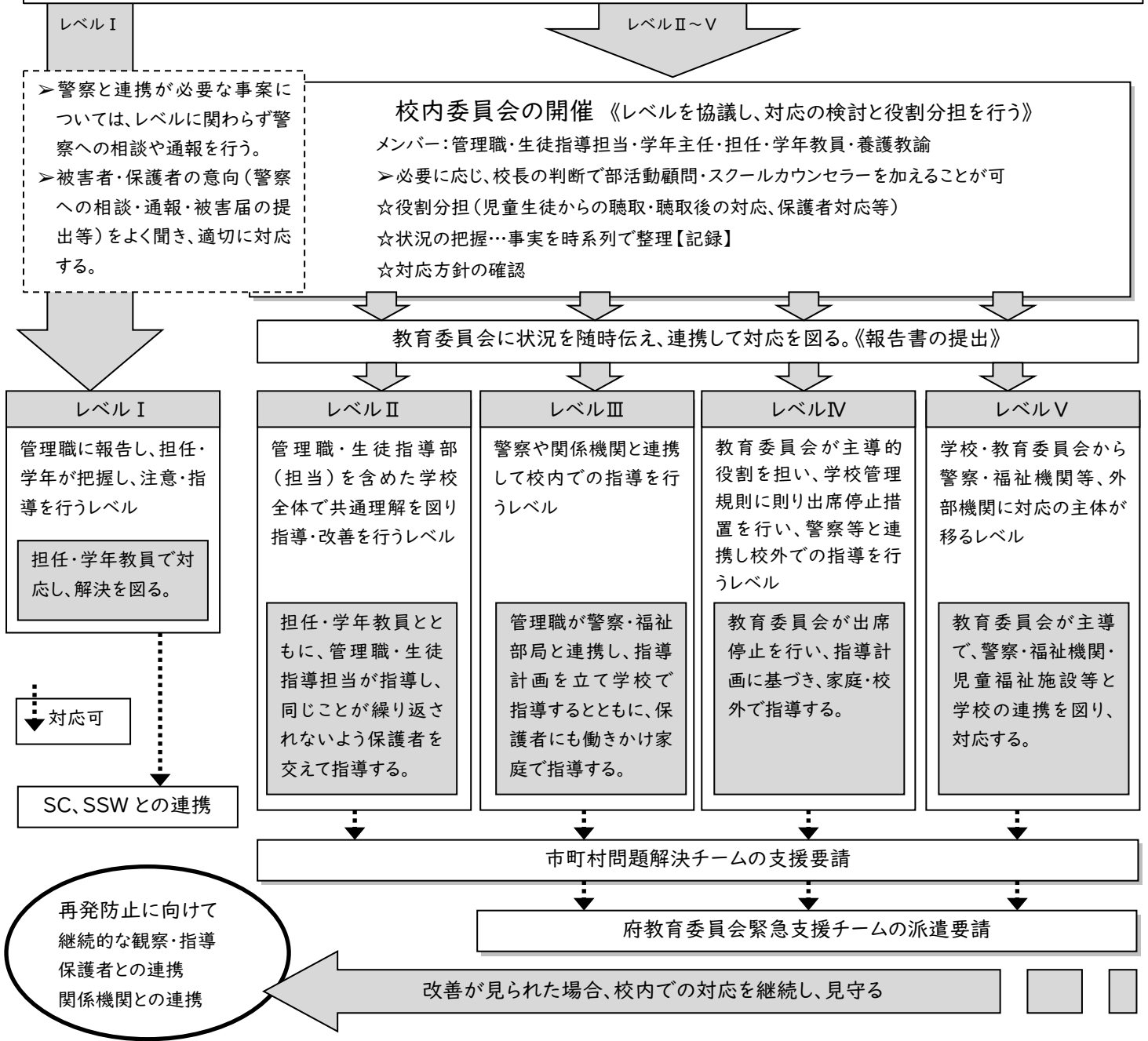
(4) 年間反省を行い、PDCA サイクルをもとに次年度へ活かす。

# 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき作成

## ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
  - ① 加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
  - ② 問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
  - ③ 教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
  - ④ レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



## 留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ～Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。



## 府教育委員会のサポート体制（日常・緊急）

### 1) 学校への直接的なサポート

#### ○スクールカウンセラー（SC）

スクールカウンセラーは、心理検査や心理療法によって、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家である。子どもや保護者の心理的な葛藤をときほぐすために、カウンセリングにより問題解決を図る。

※週1回全公立中学校に配置。校区の小学校も活用が可能。

### 2) 市町村教育委員会へのサポート

#### ○スクールソーシャルワーカー（SSW）

スクールソーシャルワーカーは、子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家である。子どもが置かれた背景や状況に焦点をあて、福祉関係機関等と連携・調整を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。また、家庭や福祉関係機関とのネットワークを活用し、教職員と協働体制をとって課題の解決にあたる。

※年度当初に担当SSW及び年間派遣回数を決め、中核市を除く全市町村教育委員会へ派遣。状況に応じ年度途中の派遣回数の増加も可能。

#### ○スクールロイヤー（SL）

スクールロイヤーは、いじめや暴力行為等の事案への早期対応、早期解決を図るため、関係機関と連携した支援や再発防止等について、司法の観点を踏まえた対応について、市町村教育委員会及び学校への助言を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、担当スクールロイヤー（弁護士）を定め必要に応じて派遣等を行う。

#### ○学校体制支援リーダー

学校体制支援リーダー（校長OB）は、生徒指導が困難な状況にある公立小・中学校において、問題行動の状況や生徒指導体制の現状を把握するとともに、市町村教育委員会指導主事及び管理職等と相談しながら今後の取組のプランを作成し、専門家の活用や地元警察署や少年サポートセンターとの連携の助言・調整を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、当該小・中学校に集中的に派遣。必要に応じて、緊急支援チームのスタッフともなる。



### 3) 緊急時の市町村教育委員会・学校へのサポート

#### ○緊急支援チーム

緊急支援チームは、いじめや不登校、児童虐待や暴力行為等、学校・市町村教育委員会だけでは解決が困難な事案や児童生徒の命にかかわる緊急かつ重篤な事案に対し、心のケアや二次被害の防止、指導体制の再構築による生徒指導上の課題の克服等について、市町村教育委員会・関係機関と連携し専門的な立場を生かした支援を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じて、府教育委員会指導主事・臨床心理士・社会福祉士・弁護士・精神科医等から必要な分野の専門家を緊急支援チームとして編成し、市町村教育委員会及び学校に緊急派遣する。

#### <構成メンバーと役割>

- 府教委指導主事…学校や市町村教育委員会の対応全般に関わる支援や助言を行う。
- 臨床心理士…児童生徒の心理面や悩みに関する相談、環境整備等の支援を行う。
- 社会福祉士…福祉関係機関との連携や児童生徒及び家庭への支援を行う。
- 弁護士…法的な観点から児童生徒及び保護者への対応に関する助言を行う。
- 精神科医…児童生徒に医療的な支援・対応や介入等が必要な場合の相談・助言を行う。

#### <緊急支援チーム派遣のイメージ>

